

S & I BANGKOK NEWSLETTER NO.281

2018.01.25

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office Co.,Ltd.

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : 23<sup>rd</sup> Fl r , 253 Sukhumvit 21, Klongtoey Nua, Wattana, Bangkok  
10110, Thailand 地図

E-Mail : [siasia@loxinfo.co.th](mailto:siasia@loxinfo.co.th) (総合窓口、調査)

[patent@siasia.co.th](mailto:patent@siasia.co.th) (特許)

[design@siasia.co.th](mailto:design@siasia.co.th) (意匠)

[trademark@siasia.co.th](mailto:trademark@siasia.co.th) (商標)

S&IWebsite: <http://www.s-i-asia.com>

(取材編集協力) 有限会社 S & I J A P A N [http://www.s-i-asia.com/about\\_us/about\\_us5](http://www.s-i-asia.com/about_us/about_us5)、地図

〒107-0062 東京都港区南青山 3-8-6 ル・シェール青山 2 階

TEL : 03-3402-0013、FAX : 03-3402-0014

[siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp](mailto:siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp)

(担当：鈴木秀幹弁理士・井口文絵・Saay Palalikit)

(待山秋影 (バンコク事務所))

CopyRight © S&I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

～事務所より～

～編集者より～

**記事目次**

～タイは発明家コミュニティーを創出する～

～タイの AP ホンダはハイブリッドサイクルをタイの販売計画に追加する～

～タイ PTT は R&D プログラムのため EECI に参加する / タイ PTT は、国立科学技術庁と 20 億バツのイノベーションプロジェクトで結びつく～

～タイの知的財産の進展を米国が賞賛する～

～タイ投資委員会はタイランド 4.0 を追求しようとして忙しく動きまわる～

～タイへの投資が米国の動きに刺激されるように思われる～

～タイ投資委員会は東部経済回廊計画の特典によりシグナルを送る～

～タイ国家イノベーション庁は経済への大きなインパクト創出支援のために準備を整える～

～タイ東部経済回廊への投資に日本企業が興味を示す～

～タイのバンコクチェンマイ間列車は日本の投入を待つ～

～タイ高速鉄道路線はワクワク感を失う～

～タイ PTTGC は日本を拠点とする製造企業と界面活性剤の契約に署名する～

～タイのバイオ経済は農業に活気を与える～

～タイの 27 万人の研究者が、イノベーションと産業を牽引する～

～タイのインスタントヌードル“Mama”があちらこちらで作られる～

～タイは農業で世界トップになるための見解をまとめる～

～タイ・バンコク港に新たな税関局が開設される～

～インドネシアは初の空港連絡列車により渋滞と取り組む～

～インドネシア 特許法と技術移転～

～ミャンマー新会社法は経済改善を目的とする～

～メコン川流域諸国の外務大臣は協力のための 5 カ年行動計画に合意する～

～中国 ASEAN 自由貿易協定は 400 品目超の関税を引き下げる～

**事務所より～**

**(ホームページ更新のお知らせ)**

弊社ホームページを 1 月 25 日付けで更新しました。

### **（1月、2月の祝祭日のお知らせ）**

1月は2、3日が祝祭日です。2月は、祝祭日はありません。

2月16日の中国正月は、弊所は通常とおり業務致します。

### **（憲法44条に基づく首相指令による特許審査促進策について）**

1月31日現在、未だ指令は発動されておらず、待ちの状態が続いています。

弊所は、いつでも促進策を利用できる環境を整備するべく、弊所代理の特許出願にかかる自主補正書提出を急ぎ処理しております。

（特許法改正案（タイ政府が言う第一案）が1月31日に公表されました）

昨年6月に公表した改正案と、主要点の変更はありませんが、タイ政府からの説明では、①出願から18カ月の公開、②登録前の公告制度採用、③出願から3年間の審査請求期間、④登録後の翻訳補正、この他に遺伝資源利益共有合意の提出義務、ライセンス契約の登録義務制度を変え告知制度とするなどを定めてあります。意見公募は、2月28日となっておりますので、ご関心のある方は、弊所までお問合せください。現在、詳細翻訳はジェットロで行っている模様です。

タイ語原文は、① <http://www.ipthailand.go.th/images/07->

[3\\_4\\_website\\_FINAL\\_30-1-18\\_v\\_1.pdf](#)から入手できます。

### **～編集者より～**

謹賀新年 本年もよろしくお願ひ申し上げます。

年が明け、いよいよタイ政府は、公約として掲げてきた総選挙を実施するとなっていたが、つい先日の報道では、準備に遅れが生じ、来年に延期されたというニュースが流れている。英字紙には、総選挙へのカウントダウン（後、何日）と大々的に総選挙を盛り上げてきたが、期待外れとなった。

2017年のタイ政府が受け付けた特許出願件数が7900件余りという数字が出てきた。この中で、日本人出願人は約30%以上を占める結果となっている。もちろん他国の出願人をはるかに凌ぐ出願件数となっている。

日本以外の国において、日本人出願人が特許出願において、これだけ多くを占める事態は、恐らく史上初めてではなかろうか。日本企業の東南アジア進出展開の当然の帰結といえる。

同様な現象は、東南アジア各国にも起きている。特にインドネシアやベトナムでは、その傾向は著しいものとなっており、近い将来タイ並みの日本人出願が出てくるものと推測される。

これだけの出願数を現地政府で処理してもらうのは、ある意味で日本という国家がある程度の責任を負わなければならないのではなかろうか。通商交渉を通じての協力合意を本来、基盤として持たなければならないのであろうが、それがなくても、各方面での審査協力を日本の社会的（国際的）責任として課せられていると感じている。

現段階において、この協力活動の範疇には、日本政府レベルの特許審査ハイウェイを大いに活用した審査協力や、審査官育成協力、日本出願人側は、特許審査官への積極的な技術説明が含まれ、いずれも近年本格的に開始し活用されてきている。

さらに、昨年来の審査官増員政策とともに、タイ政府の特許法改正への動きが、加速してきている。昨年6月に公表された改正案を先週さらに改正された案（タイ政府が言う第一案）が提示されて内閣承認に向けて一歩前進した。WTO-TRIPSへの最終的な適合と審査遅延解消への制度上での方策を柱とする、その内容詳細は日本政府やジェトロにお任せするとして、現特許公開制度と登録前公告制度を創設する方向で、提案されている。

我々、日本人出願人は、ある程度の社会的責任を感じるのであれば、積極的にこの制度改正実現にコミットすべきではなからうか。それは、「我々は・・・では困るから改正してくれ」という要請型の論理構成ではなく、「将来、タイの産業振興には、・・・の制度改正が必要なのではなからうか」というような、積極的アドバイスの関与の仕方が望まれる。特に今回の改正で、日本関係者、特に情報分野の関係者が得意とするのは、公告公報発行（発行形態がどのようになるのかは定かではないが）へのプロセスへの関与が最も望まれる分野ではなからうかと思う次第である。是非積極的な日本側の意見を展開したいものである。

制度改正についての感想を述べたが、この二国間の政府及び民間の良好な関係を築くことが、実は最終的には、エンフォースメントへの効果と遠い処で繋がっていると私は薄々感じている。

つい先月に、エンフォースメントを目的にした権利化を相談に来られたクライアントに対し、「今の時点で大切なのは、タイ政府審査官との良好な関係を築くことが結果的にエンフォースメントにおいても重要なことです。」と、アドバイスしてみた。エンフォースメントをする際には、このタイを含めて東南アジア諸国では、権利の確定などを裁判官に一任せずに、必ず行政当局、特に審査官へ見解を求めることは制度上存在しないかもしれないが、日常行われると思ってよい。従って、その権利範囲を確定する際の証言として審査官が関与する事例も将来ありうると感じている。

このアドバイスは、他の東南アジア諸国、特にインドネシアに対しても十分に通用するのではなからうか。今回の本稿ニュースでは、特に、ジャカルタポスト紙から「特許法と技術移転」を掲載してみた。2016年に改正された特許法についての論考をジャカルタポスト紙で珍しく掲載したものである。彼らがどのように特許制度というものを捉えようとしているのかが何とか理解できる。是

非、一読して戴きたい。東南アジアでの技術移転と特許制度との関係を如何にバランス良く制度上とるかが、現実の各国特許制度改正の難しさなのであろう。と同時に先進国寄りの特許制度の制度限界を感じているのは私だけではあるまい。インドネシアの今回の改正は、制度限界に挑戦する意味で、模索中であることを感じつつ、実に興味深いが、まだまだ、熱狂なき特許法改正といって良い。

### ～タイは発明家コミュニティーを創出する～

“モノのインターネット (Internet of thing, IoT) ”が現在のように普及していなかった 2010 年に、Prasertsak Detudom 氏は、ウェブサイト [ayarafun.com](http://ayarafun.com) を彼の電気玩具及びロボットの発明の共有や、技術とコンピューターの物語を広める目的で設置した。Prasertsak 氏は、エンジニアリングを趣味とする人たちのコミュニティーである Maker コミュニティーのパイオニア的存在で、Arduino オープンソース電子プラットフォームを使用した、氏の双方向電子オブジェクトのデザインは、氏のウェブサイトを通して、第三者がアクセスすることを可能にした。IoT は 3 年程前に人気を集めるようになり、現在は、掲示板、マイクロコントローラーやセンサーなどの電子ソフトウェア及びハードウェア機材が購入し易くなった。Avitech とのコラボを通じての、Prasertsak 氏の Arduino ベースの組立キットは、彼のウェブサイトで購入できる。Prasertsak 氏は、機材の低価格化が、より多くの作り手がバラエティーに富んだデザインや形状のデバイスを創出することを容易にした、と述べた。Prasertsak 氏と彼のチームは、昨年、バーチャルリアリティ (VR) プログラムを開発し、2018 年 1 月にバンコクで科学技術省、国立科学技術庁 (National Science and Technology Development Agency : NSTDA) と “Thailand maker community” のコラボで行われる東南アジア最大級の Maker Faire である、“Maker Faire Bangkok” に自身の作品を展示する予定である。Maker Faire は、作り手が、知識や経験を若い世代や一般消費者と共有できる場として機能する他、若い世代と一般消費者が Maker の文化を学ぶ機会となる。“Bangkok Maker Faire 2018”

は、1月20日と21日にラチャダー通りの前で一般向けに行われ、入場無料である。

(2017年12月13日、バンコクポスト)

### ～タイのAP Hondaはハイブリッドサイクルをタイの販売計画に追加する～

日本のモーターバイクブランド“Honda”の現地代理人であるAP Hondaは、来年中にタイ市場にハイブリッドモーターバイクを紹介する計画だ。AP Hondaの Suchart Shiarunsaengroj 副社長によれば、ハイブリッドモーターバイクは2017年から2019年までの同社の3か年計画の一部であり、この期間に、最初の電気式モーターバイクを含む19の新型モデルをタイ市場に紹介する予定であると述べた。東京を拠点とする親会社本田技研工業株式会社は10月に行われた第45回東京モーターショーで、“Honda PCX Hybrid”及び“PCX Electric”を紹介した。この2モデルは、来年、販売開始となる。同副社長によれば、ハイブリッドモーターバイクは2018年中にタイ市場にて販売を開始する予定であると述べているが、詳細は明らかにしていない。また、同副社長は、ハイブリッドモデルを Lat Krabang の工場で製造するか、日本から輸入するかは、販売価格が未設定であるため決めていない、と述べて、モーターバイク生産者に対する投資恩典がないことについても言及した。日本から輸入した場合でも、4月には日タイ経済連携協定(Japan-Thailand Economic Partnership Agreement : JTEPA)のもと30%の輸入関税が0%に優遇される。AP Hondaは、昨日、最新のPCX150モデルを販売価格82,300バーツで紹介した。PCXは、本田のモデル：Zoomer-X、Click125i、Scoopy-i 及び Moove と共にオートマチックセグメントに属する。タイにおいては、オートマチックモーターバイク市場は全体の35%を占める。一方でファミリーセグメント(小型オートバイ)は全体の49%、残り16%は、スポーツタイプ及び大型モーターバイクで構成される。タイのモーターバイク市場は、今年1月から11月に前年比4% (168万4千台) の成長をみせた。AP Hondaは、最初の11ヶ月に前年比4%増で132万台販売し、2017年の売り上げは前年比6.9%増の147万台を超えるであろうと Suchart

副社長は述べた。タイ経済は、3%の成長を計画しており、農業分野の成長は堅調で、モーターバイク分野の成長はGDPの成長に合わせて拡大するだろうとAPホンダの副社長は述べている。APホンダは、2018年の市場は3-4%拡大して188万台となることを予想している。

(2017年12月14日、バンコクポスト)

### ～タイ PTT は R&D プログラムのため EECI に参加する／タイ PTT は、国立科学技術庁と 20 億バーツのイノベーションプロジェクトで結びつく～

国立科学技術庁(National Science and Technology Development Agency : NSTDA)は、PTT 公開会社(PTT Public Company Limited : PTT) (旧名タイ石油公社(Petroleum Authority of Thailand : PTT)) のラヨン県 Wong Chan 溪谷開発計画、及び、東部経済回廊イノベーション(Eastern Economic Corridor of Innovation: EECI)を結合する、PTT との覚書に署名したと、Suwit Maesincee 科学技術大臣は述べた。政府は、タイのイノベーションと研究開発 (R&D) センターへの投資を目的とし、日本、中国、キューバ、イラン、イスラエル、インド、ドイツ、イギリスを含む 21 ヶ国から研究者を招待する計画である。PTT は 2018 年に、R&D センターのための道路、水道管、及び発電所を含む Wong Chan 溪谷のインフラプロジェクトの第 1 段階を完成する予定であり、NSTDA は 15 億バーツの資金を準備した。東部経済回廊(Eastern Economic Corridor : EEC)事務局の Kanit Sangsubhan 事務局長は、最近、日本、台湾及び中国が PTT の Wong Chan 溪谷 R&D センターへの投資に興味を示しており、また中国の上海を拠点とする中国国営の自動車設計製造企業である上海汽車 (SAIC Motor Corporation Limited)が、Wong Chan 地域のバッテリーR&D センターへの投資を計画している。PTT の Tevin Vongvanich 社長は、同社は、Wong Chan 溪谷の 760 ライにおいてインフラ開発を計画し、第 2 段階では 1,200 ライまで拡大を想定している、と述べた。EECI 計画は、政府がイニシアチブを握る“スマートシティー”に分類される。

大手エネルギー会社である PTT 公開会社(PTT Public Company Limited : PTT) (旧名タイ石油公社(Petroleum Authority of Thailand : PTT)) は、国立科学技術庁(National Science and Technology Development Agency : NSTDA)と共同で、ASEAN のイノベーションハブを振興するプロジェクトに参加した。東部経済回廊イノベーション(Eastern Economic Corridor of Innovation: EECI)@ Wong Chan 溪谷、と呼ばれるこのプロジェクトの、1,960 ライ超の敷地に 20 億バツの投資が計画されている。このイノベーションハブは、政府の“タイ 4.0”ビジョン主導のもとでタイの技術向上のために開発される。来年スタートする同プロジェクトに対し、政府は 15 億バツ超を確保して支援する予定だ。また、同イノベーションハブには、野心的な同プロジェクト遂行を支える研究開発センターが含まれる。同イノベーションハブは、“スマート農業及びバイオ技術、エネルギー及び化学、医療機器、バッテリー及び自動化及びスマートエレクトロニクスとともに航空産業に重点を置く予定だ。NSTDA の Narong Sirilertwarakul 長官は、このコラボレーションのもとで NSTDA は国内外の研究員をイノベーションハブでそれぞれのノウハウを共有できるよう集める計画だ、と述べた他、同計画が“オープンイノベーションセンター”に成り得ることや、パイロット計画の試験場として機能する可能性につき言及した。Narong 長官は、また、NSTDA は 2 つのイノベーションシティー、Biopolis 及び Aripolis を設置しており、Biopolis ではバイオ化学、バイオ素材及びバイオ製品を開発し、Aripolis では自動化、ロボティクス、及びエレクトロニクスに並行して、医療機器、電池及び輸送をカバーした新イノベーション及び技術の開発及び推進が行われる計画であると述べた。

(2017 年 12 月 16 日、バンコクポスト、タイネーション)

### ～タイの知的財産の進展を米国が賞賛する～

昨日、ビジネスおよび経済の専門家は、知的財産侵害者の優先監視リストからタイを引き上げるという米国の決定は、より外国投資をタイに引き寄せるであろう、と述べた。しかしながら、タイはまだ、監視リストには残っている。この動

きは、リスト掲載国についての定期外見直しの後、昨日、米国通商代表部(Office of the United States Trade Representative : USTR)によって公表された。タイは 2007 年以降 10 年間、優先監視リストに留め置かれていた。米国の決断は、EU が全てのレベルにおいてタイとの政治的接触を再開するとのアナウンスのわずか 5 日後に行われた。USTR ロバート・ライトハイザー(Robert Lighthizer)通商代表は、我々はタイが採用した正しいアクションを歓迎し、我々の残る知的財産の懸念を解決するためにタイはともに作業を続けることを期待している、と述べた。プラユット首相は USTR の決定を歓迎した。Sansern Kaewkamnerd 政府報道官は、プラユット首相は、全ての形態の知的財産侵害撲滅のための政府の頑張りに非常に満足しているとして、この成功を導いた激務に巻き込まれた全ての関係者に謝意を表明したいとしている、と述べた。タイ商工会議所大学(University of the Thai Chamber of Commerce : UTCC)のエコノミストである Thanawat Pholvichai 氏は、優先監視リストから監視リストへのタイの昇格は、直接はタイの国際貿易に利益をもたらさないであろう、と述べた。Thanawat 氏はその理由として、タイは 10 年間超、優先監視リストに掲載されていたにもかかわらず、米国はタイに対して懲罰的貿易手段を行使しなかったことを挙げた。Thanawat 氏は優先監視リストからの引き上げはタイに間接的に利益をもたらし、その投資イメージを引き上げるであろう、と述べた。UTCC の Kalin Sarasin 理事長も、Thanawat 氏と同様の見方を示している。また、タイ工業連盟(Federation of Thai Industry : FTI)の Chen Namchaisiri 理事長は、USTR の決定は、外国投資家の、タイにおける知的財産侵害に対する懸念を和らげるとともに、政府の野心的な東部経済回廊(Eastern Economic Corridor : EEC)プロジェクトへの投資振興を助けになるものである、と述べた。

(2017 年 12 月 17 日、バンコクポスト)

### ～タイ投資委員会はタイランド 4.0 を追求しようとして忙しく動きまわる～

タイを、価値を付加されたイノベーティブでクリエイティブな分野へと先導することを志向する、政府のタイランド 4.0 スキームは、タイ投資委員会(Board

of Investment : BOI)を最も忙しい国の官庁のひとつに変貌させた。新たな事項の一つは、BOI に、バイオおよび医薬産業、先進製造 (アドバンスト・マニュファクチュアリング)、基礎及び基盤産業、高価値サービス、クリエイティブ及びデジタル産業、の 5 つの新たな課を創設したことである。これらの課には新世代 S カーブ産業の舵取りとともに、非常に喧伝されている、東部経済回廊 (Eastern Economic Corridor : EEC)向けにそれらの産業を熱心に勧誘することが望まれている。BOI はまた、産業連携開発 BOI ユニット(BOI Unit for Industrial Linkage Development : BUILD)を新たな課に格上げした。BUILD はタイにおける基盤産業の成長を促す使命を与えられている。さらに、BOI は起業家がすでに存在している技術を商業化するための支援を行う、チュラロンコーン大学との覚書に署名した。加えて、BOI は政府によって、BOI およびタイデジタル経済社会省(Ministry of Digital Economy and Society : MDES )、タイ外務省(Ministry of Foreign Affairs)、タイ内務省(Ministry of Interior : MOI)、国立学術研究会議 ( National Research Council of Thailand : NRCT )、国立科学技術庁(National Science and Technology Development Agency : NSTDA)、タイ国家科学技術・イノベーション政策委員会事務局(National Science Technology and Innovation Policy Office : NSTIPO)およびタイリサーチファンド(Thai Research Fund)を含む組織と共同で設立した、研究開発及びイノベーション活動を実施している民間分野を支援する目的で、科学技術分野における適した専門家あるいは研究者を特定する支援を行う戦略才能センター(Strategic Talent Centre)の監督を命じられている。ヒランヤー・スチナイ前事務局長の退任により、10月に昇進した Duangjai Asawachintachit 事務局長は、BOI の新たな構成は内閣によって9月に認められた、と述べた。Duangjai 事務局長は、BOI の効率と能力をスピードの経済と技術変化を扱えるよう向上させたい、と述べた。Duangjai 事務局長は、ベトナム・ハノイおよびインドネシア・ジャカルタを含む新たな海外事務所と、ミャンマーにおける機動ユニットを設置している、と述べた。BOI は、東京、大阪、ソウル、北京、広州、上海、

ストックホルム、台北、シドニー、フランクフルト、パリ、ニューヨーク、ロサンゼルス、ムンバイの 14 箇所で海外事務所を運営している。

(2017 年 12 月 18 日、バンコクポスト)

### ～タイへの投資が米国の動きに刺激されるように思われる～

タイが知的財産の懸念に関する米国の“監視国リスト”へ格上げされた後、ターゲット産業に対する今年提出された少なくとも 1,162 億 7 千万バーツの外国投資の流入を促進する道がクリアになったように思われる。米国は、タイの知的財産権保護における改正への取組の後に特別な定期外貿易評価を行い、タイを“優先監視国 (Priority Watch List : PWL) ”から“監視国 (Watch List : WL) ”へ格上げた。タイは 2007 年から優先監視国リストに掲載されていた。Sontirat Sontijirawong 商務大臣は、特に、イノベーション及び技術分野に関連する外国投資家及び貿易業者は、今回の米国の行動からタイへの投資及び貿易に自信を持てるだろうと述べた。今年最初の 9 ヶ月間の外国投資家からの投資の申請は、計 1,162 億 7 千万であり、知的財産関連を含む申請のうちのトップ 3 は、324 億 3 千万バーツ相当の自動車関連分野のプロジェクトと 269 億 9 千万バーツ相当の石油化学及び化学製品分野のプロジェクト、及び、267 億 3 千万バーツ相当のエレクトロニクスプロジェクトであった。貿易政策戦略室の Pimchanok Vonkorpon 局長は、タイは、知的財産の計画を必要とするターゲット産業の全てにおいて、国際舞台での“タイランド 4.0 戦略”のゴールへ向けての明確な発展をみることができると述べた。ターゲット産業には、デジタル技術、バイオ技術、航空宇宙技術及びロボティクスが含まれる。Sontirat 大臣は、知的財産の刷新においては、国際基準にアップグレードする過程で、引き続き、保護の強化における改正が必須である、と述べ、タイはカナダとスイスなどの先進国と同等のレベルにあるとみなされており、米国の監視国リストからの完全なる削除を心に描いていると述べた。また同大臣は、知的財産権侵害に対する官民協力から侵害防止及び抑圧への支援拡大と、関連法の国際基準に合わせた改正を計画していると述べた。同大臣は、更に、知的財産の登録はより効率的であるべ

きであり、知的財産の出願及び登録許可の釣り合いを取ることが 2019 年末から 2020 年初頭のターゲットである、と述べた。現在、約 8,000 件の出願のうち、毎年約 4,000 件の出願が登録されている。DIP は業務効率の向上のための刷新の最中にあり、DIP トサポン局長は、DIP は侵害阻止や登録の効率向上の為に知的財産関連法の改正中である、と述べた。

(2017 年 12 月 19 日、タイネーション)

### ～タイ投資委員会は東部経済回廊計画の特典によりシグナルを送る～

タイ投資委員会(Board of Investment : BOI)は、昨日、東部経済回廊イノベーション(Eastern Economic Corridor of Innovation: EECI)及び東部経済回廊デジタル(Eastern Economic Corridor of Digital: EECD)において特典が適用可能な投資分野を決定した。BOI の Duangjai Asawachintachit 事務局長によれば、EECI 及び EECD における投資プロジェクトにおいては、東部経済回廊(Eastern Economic Corridor : EEC)の特別恩典地域内のプロジェクトへの、11 月 23 日の BOI の決定により、投資特典適用期限が 2 年間延長されることとなる。この 2 年間の期限延長が適用となった後は、現行の 8 年間の企業法人税免税、及び免税期間後の企業法人税の 50%減税を含む特典は、今年末をもって失効となる。同委員会は、企業法人税の 8-10 年間の免税と、免税期間後の 5 年間の企業法人税を 50%減税する優遇策も承認した。新たな特典は、EEC の 3 つの特区への投資を考える投資家に提供され、また、新しい特典を申請する者は、教育機関、リサーチセンター、又は人材開発及び雇用者教育との協力が必要となる。EEC の 3 特区とは、ウタパオ空港の航空産業ゾーン、U-tapao 空港、EECI 及びタイデジタルパークである。Duangjai 事務局長は、昨日、BOI は中小企業向け特典の 2 年間の延長も承認した、と述べた。特典が適用可能な中小企業は 51%タイ資本であること、負債比率が 3 : 1 であり、土地、運営資本及び純固定資産を含む投資金額が 2 億バーツ以上であることを条件とする。

(2017 年 12 月 19 日、バンコクポスト)

## ～タイ国家イノベーション庁は経済への大きなインパクト創出支援のために準備を整える～

タイ国家イノベーション庁(National Innovation Agency : NIA)は、タイのラジカルイノベーション、主題的イノベーション、イノベーション地域、オープンイノベーション、及びデータ駆動型イノベーションの 5 分野におけるイノベーションへの支援を監督している。NIA の Pun-arj Chiratana 長官は、NIA は、バイオ経済、製造及び循環経済、並びにソーシャル及びサービス経済の 3 分野におけるラジカルイノベーション支援のための戦略及び計画の開発に取り組んでいる、と述べた。この計画は、来年の下半期の完成が予定されており、計画完成後はラジカルイノベーションを自身のビジネスに導入したいと考える企業に対しこの先数年に渡るアドバイスが可能となる。主題的イノベーション計画においては、プロジェクトはイノベーション技術を自身の事業へ適用することを望む、中小企業支援のためのイノベーションファンディングのサポートを念頭においている。イノベーションファンディングは、観光及びホスピタリティ：健康福祉のためのハーブ産業；ビジネス向け無人航空機；製造部門でのモノのインターネット (IoT)；都会向けイノベーションフード事業に重点をおいており、各プロジェクトへの投資額は約 300 万バーツから 1,000 万バーツである。

イノベーション地域プロジェクトにおいては、来年、バンコクのクロントイからフワランポンを含むラーマIV通り地域の開発の他、北部 9 県のシティイノベーションをサポートする計画である。オープンイノベーションにおいては、スタートアップ、イノベーター及び起業家に金銭的支援を行うことで彼らのイノベーション能力の向上及びイノベーション経験を深めることを念頭に置き、プロジェクト当たり 150 万バーツ相当までの支援を計画している。データ駆動型イノベーション (DDI) において NIA は、豊富なインパクト及び政策チャレンジ創出を目的としたデータへのアクセスと使用のためのイノベーションの実用化を目指す計画である。

(2017 年 12 月 21 日、タイネーション)

### ～タイ東部経済回廊への投資に日本企業が興味を示す～

Somkid Jatusripitak 副首相は、昨日、タイは日本の国会議員及びビジネス関係者とバンコクで会議を行い、政治的意見交換のためのフォーラムの可能性について会合を行った、と述べた。また、Somkid 副首相は国際協力銀行(Japan Bank of International Cooperation : JBIC) がチャチュンサオ県のスマートシティ開発に興味を示した、と述べた他、ゴムの木から発電を行う、株式会社 JC サービスがタイへの投資に興味を示している、と述べた。Somkit 副首相は、既に提案されている、バンコクとチャンマイを結ぶタイ-日本の弾丸列車(新幹線)に関し、準備作業が続いている、と述べて、日本側パートナーは通例、プロジェクト進行前のフェージビリティスタディに比較的長い期間を費やすと述べて、最終決定までに1年を想定している、と付け加えた。Somkit 副首相は、JBIC は東部経済回廊(Eastern Economic Corridor : EEC)地域に含まれる、チャチュンサオ県のスマートシティ計画に対する投資のフェージビリティスタディのためのチームを派遣した、と述べた。

(2017年12月22日、タイネーション)

### ～タイのバンコク-チェンマイ間列車は日本の投入を待つ～

タイ政府は、過程の全てに密接な関与を求め、かつ、プロジェクトへの投資に熱心な日本と同様に、4,200億バーツに上るバンコク-チェンマイ間弾丸列車の建設をこの1年以内に開始することを期待している。牧野京夫国土交通副大臣が、最近、アーコム運輸大臣に対し、概算投資コスト4,200億バーツ、1乗車にかかる運賃が1,000バーツとした、バンコク-チェンマイ間670kmを走る弾丸列車についての報告書を手渡した。この開発計画は、全12駅、全区間の所要時間3時間半、最高速度を時速300kmとしている。運輸省によると、プロジェクト第1フェーズの計画は、バンコクからピサヌロークへの延長であり、2月までの承認を求めて内閣へ送付される予定である。当初の380km区間は2,800

億バツの費用が見込まれ、同区間の入札は 2019 年に開始される見通しである。バンコクーチェンマイ間全区間の建設は、2025 年までに完成する見通しである。ソムキット副首相は、タイと日本は他のプロジェクトへも共同して投資を続けており、国際協力銀行(Japan Bank for International Cooperation : JBIC)がすでにターク県のメーソートとムクダーハーンを結ぶ、東西回廊の鉄道の実地調査に着手したことを強調した。

(2017 年 12 月 22 日、バンコクポスト)

### ～タイ高速鉄道路線はワクワク感を失う～

バンコクからチェンマイへ延びる 670km のタイー日本高速鉄道列車プロジェクトは、プロジェクトの総コストを抑えるためその最高速度を抑える予定である。ソムキット副首相は、プラユット首相が運輸省に対し、日本の実地調査によると当初予定の時速 300km では 4,200 億バツの予算を必要とすることから、カーブでの最高速度を時速 180-200km とする可能性を研究するよう命じた、と述べた。運賃は 1 乗車あたり 1,200 バツの見込みである。加えて、ソムキット副首相は、運輸省は当初提案された政府間契約に代えて官民パートナーシップ形式を採用できないかについても検討する、と述べた。ソムキット副首相は、当初、高速列車(プロジェクト)は、雲南省を經由して中国と接続することを目指すための投資価値を考慮されていたが、現在、中国はノーンカーイへと延長予定のタイー中国高速列車プロジェクトと結んで、タイとラオスを經由する鉄道プロジェクトを建設中であるから、その結果として、バンコクーチェンマイ高速列車プロジェクトは、他県や近隣諸国とは接続しないものとして見直されるべきである、と述べた。それでも、ソムキット副首相は、政府は 2018 年中のバンコクーチェンマイ路線の建設着手を目指している、と述べた。アーコム運輸大臣は、タイー日本鉄道プロジェクトの第 1 フェーズは、バンコクーピサヌローク間 380km で、予算は約 2,760 億バツである、と述べた。この区間の提案は承認を求めて 3 月までに内閣に送付される。

(2017 年 12 月 27 日、バンコクポスト)

### ～タイ PTTGC は日本を拠点とする製造企業と界面活性剤の契約に署名する～

タイの石油化学製品製造最大手の PTT Global Chemical Plc (PTTGC)は、三井物産株式会社及び大阪を拠点とする株式会社日本蝕媒と、洗浄剤の原料でエチレン・オキシド (Ethylene Oxide, EO) に由来する界面活性剤である、Softanol の製造における実地検証の実施と、販売チャンネルに関する覚書へ署名する式典が先日バンコクで行われた。PTTGC の Supattanapong Punmeechaow 社長は、最終的な投資決定は、2019 年 3 月までに行われることが予定されており、商業生産は 2022 年までに開始の予定であると述べた。PTTGC は、Hemaraj 東部工業団地に EO の製造工場を有している。今回のプロジェクトは、PTTGC 社の、タイ政府の“タイランド 4.0 戦略”の新たな S-カーブ経済政策の下で EO 製品を特別な化学品に転換するための PTTGC の計画の一部である。PTTGC は、2018 年度の収益を約 7%増の 4,800 億バーツと見込んでいる。また、PTTGC は、今年から 2021 年までに 1,300 億バーツの支出を計画しており、その多くは、ラヨン県のマプタプット工業団地の石油化学製造設備の下流側の開発へ回されることとなる。

(2017 年 12 月 27 日、バンコクポスト)

### ～タイのバイオ経済は農業に活気を与える～

バイオ技術関連事業により多くの民間投資を奨励し、農業商品に付加価値を与えることを目的とした初のバイオ経済開発計画が、2018 年初めに内閣の承認を求めて提出される予定である。バイオベース経済又はバイオ経済とは、バイオテクノロジーに重点を置いた科学研究活動から派生した全ての経済活動にあてはまる。今年初めに、政府機関、民間、大学及び研究機関に及ぶ 23 の組織がバイオ経済発展のための覚書に署名した。フォーカスされる 5 つのバイオ経済部門には、バイオ燃料、バイオ化学品、食品、飼料及びバイオ医薬品が含まれる。初期段階では、エタノール、バイオプラスチック、食品、バイオ燃料及びバイオ医

薬品の原材料として使用されている、タピオカ及びサトウキビに重点が置かれる予定だ。首相府の Kobsak Phutrakul 大臣によれば、民間から政府に対し、投資の妨げになり得る現在の法規則の改正が要請されている。

(2017 年 12 月 28 日、バンコクポスト)

### ～タイの 27 万人の研究者が、イノベーションと産業を牽引する～

昨日発表された計画によれば、タイは向こう 20 年間に大量の新たな研究者を雇用するための準備を行って、イノベーションへ突き進む。タイ国家科学技術・イノベーション政策委員会事務局 (National Science Technology and Innovation Policy Office : NSTIPO) の Kitipong Promwong 事務局長は、産業のイノベーション支援のために、その研究者の数を 2036 年までに 4 倍に増やす、と述べた。NSTIPO には 89,617 名、人口 1 万人あたり 13.6 名のフルタイムの研究者が在籍しており、官民の割合は半々である。この人数は、韓国、シンガポール、ドイツ、日本といったイノベーションを先導する国々と比較すると未だにとるに足りないものである。教育レベルの点からは、NSTIPO の研究者の 61% が修士号を、32% が博士号を有しているのに対し、民間ではたったの約 10% のみが修士号を有していると目されている。Kitipong 事務局長は、新規採用により研究者数が人口 1 万人あたり 60 名となる見通しであると述べた。これは、プラユット首相が議長を務める、NSTIPO 理事会において最近承認された、研究及びイノベーションのためのより広汎な人材開発アジェンダの一部である。NSTIPO はまた、労働力全体に対する熟練労働者の割合を 2014 年の 13.8% から 20 年以内に 25% へ引き上げる計画である。他の目標には、社会科学を学ぶ学生に対する純粋科学を学ぶ学生の割合を、2015 年の 33:67 から 20 年以内に 70:30 に引き上げることが含まれている。

(2018 年 1 月 2 日、バンコクポスト)

## ～タイのインスタントヌードル“Mama”があちらこちらで作られる～

国内の市場が成熟するなかで、Saha Group 傘下の上場会社である、Thai President Foods Plc 社(PF)及び President Rice Product 社(PR)2 社の合併会社が、2018 年に海外での市場機会と海外でのインスタントヌードル製造工場設置のための 2 億バーツ超の支出計画を見据えている。タイ証券取引所(Stock Exchange of Thailand : SET)は、2017 年 10 月にステートメントを発表し、それによると、PF 社及び PR 社は合併により上場廃止が認められ、合併後は(S&I 注：新社名を Thai President Foods として) TFMAMA のティッカーシンボルを用いて SET で取引が行われる。TFMAMA の株式の 25%は Saha グループの投資ホールディングス会社であり、SET に上場されている Saha Pathana Inter-Holdings(SPI)が所有し、16%は日清ホールディングスが所有している。Saha Group の Pipat Paniengvate CEO は、タイのインスタントヌードル市場は頭打ちであり、海外での商機を求めている、と述べた。“Mama” インスタントヌードルを製造する Thai President Foods はタイで 5 工場を操業し、海外では、ハンガリー、カンボジア、ミャンマーのヤンゴン、バングラデシュの 4 工場を操業している。Pipat CEO によれば、Thai President Foods は 2018 年に 1-2 億バーツ以上を費やし、ミャンマーのマダレーにインスタントヌードルの工場を新設する予定である、同社は早期の建設着手と、2019 年中の操業開始を望んでいる。同社の Petch Paniengvate 海外投資部門によると、同社はカンボジアのプノンペンに 4 ライの土地を所有しており、近い将来、“Mama”の製造工場を設立予定である。Thai President Foods 社の 2017 年度の連結売上は、3%増の 106 億 5 千万バーツを推定しており、その内訳の約 80%が国内売上、残りが国外生産及び輸出である。また“Mama”の売り上げの内約 10%はプレミアム商品であり、同社は 2018 年にプレミアム商品の売上を倍の 20%まで伸ばす計画である。

(2018 年 1 月 4 日、バンコクポスト)

### ～タイは農業で世界トップになるための見解をまとめる～

国の競争力に関する国家戦略委員会(National Strategic Committee on Country Competitiveness)は、タイを世界の農業マーケットにおけるスーパーパワーとなるべく尻押しすることを目指している。同委員会委員長であり、前財務事務次官である Sathit Limpongpan 氏は、同委員会は、その最初の案を完成して、国のシンクタンクである国家経済社会開発委員会(National Economic and Social Development Board : NESDB)に提出した、と述べた。Sathit 委員長は、タイは農業分野で比較優位を有しており、世界で有力なコメ輸出国の一つである、と述べた。タイにおいては、2015年の人口の約38%、2,500万人超が農業分野に従事しているが、農業分野のタイのGDPに占める割合は、10%未満である。多くの低収入の人々が農業分野で働いている一方で、実際のところ、タイはいくつかの大手食品企業を保護している。Sathit 委員長は、課題は、高価値製品への作物の転換を通しての小農家の収入向上であると述べた。委員会によると、例として、地域のハーブは薬や化粧品に用いられる。Sathit 委員長は、タイ政府はまた、ミャンマーのダウェイ開発プロジェクトを介してのミャンマーおよびインドとの貿易および投資の結びつきを促進すべきである、と述べ、中小企業およびスタートアップに対する支援努力がより必要である、と述べた。タイの競争戦略は国家20年計画の一部であるが、評論家は、20年戦略計画は長期間権力の座にとどまるための軍事政権による企てを実証するものである、と述べた。

(2018年1月5日、タイネーション)

### ～タイ・バンコク港に新たな税関局が開設される～

バンコク港は、チョンブリー県のレムチャバーン港の貨物船の混雑緩和のために、3月中旬の港への税関局開設に合わせて、荷役サービスの15-20%ディスカウントを提供する。バンコク港を監督する Komol Sribangplenoi 氏は、ディカウントは、バンコク港における全ての荷役費用に適用されるもので、現在、港湾当局の認可待ちであり、3月までに公式に提供される見込みである、と述べ

た。Komol 氏は、バンコク港税関で検査を通過した貨物船は、チョンブリー県のレムチャバーン港で二重検査を受ける必要はない、と述べた。Komol 氏は、現在では、レムチャバーン港において、税関検査を受けて出発が認められるまでに 3,4 日を有している貨物船があると述べ、港における貨物船の長期滞留がそれぞれの事業に対し余計な時間と費用の損失を与えている、と述べ、バンコク港における新たな税関センターにより、レムチャバーン港へ向けて出発する船は、貨物の再チェックを受ける必要がなくなる、と付け加えた。Komol 氏は、バンコク港の貨物船向けの改装バースもまた、3 月中旬までに供用される、と述べた。バース 20G と呼ばれるバースは、埠頭を 250m 延長し、それぞれ 1 回あたり 40t まで揚重可能なレール式ガントリークレーン 2 基を備える。Komol 氏は、全体の改装により、バンコク港の荷役能力は 20 フィートコンテナ換算で年間 6 万個から 24 万個へ増強される、と述べた。レムチャバーン港は現在第 3 期開発中であるが、港湾エリア拡張による環境健康影響調査を待っているところである。

(2018 年 1 月 6 日、タイネーション)

### ～インドネシア 特許法と技術移転～

1 年前 (2016 年)、インドネシア政府は、2001 年の法律第 14 号を差し替え特許に関する 2016 年の法律第 13 号を施行した。新しい特許法の焦点は、いかにインドネシア内部の技術移転活動をより効果的に実行できるかである。現在、インドネシアは、特に専門技能での改善や技術の利用といった技術発展の促進に熱心ではない国だ。このことは、インドネシアの競争力を弱めていると言ってよい。これは 2017 年の Global Innovation Index report で見る事が出来る。インドネシアのイノベーションランキングは 127 か国中 87 番目だ。アセアンの国と比較すると、インドネシアに近いのはマレーシアが 37 番目、ベトナムでも 47 番目だ。この原因のひとつは、インドネシアの技術移転政策が、現実的でなく、進歩的でないということだ。

政策の中は、技術移転を促進するための法的根拠として使われている投資法 (Investment Law)の第 10 条(4)には、「外国人労働者を雇用する投資企業は、インドネシア市民に対し技術移転をしなければならない・・・」とあり、National system of Research, Development and Application of Science and Technology 法の第 16 条(1)にも、「大学や研究機関は、知的財産技術の移転に対し、国家政府及び又は地方政府によって資金供出される・・・」などがある。これらの2つの政策を眺めると、現実的に政府が海外か国内どちらかの一方の技術の習得を関係者に促すため、技術移転の推進を目的とする「政治的な意図」が見える。しかし、これらの技術譲渡政策は、2つの明かな欠点がある。

1つは技術移転における対象技術の概念が不明確な傾向にあり、あまりにも広範囲である点。技術の意味が時代遅れの技術として解釈されるなら、その技術は、インドネシアの国益にとって大いに有害となる。インドネシアは、その技術の役割を通して競争力を持つことはできないだろう。

2つめは、これらの技術移転の政策は法的義務をもたらしているが、そのような義務は、エンフォースメントによって裏打ちされておらず、言わば「歯の無い虎」である。このことは、インドネシアの技術開発の関係者によって、技術移転の実現が真摯に受け止められない環境を創っているのかもしれない。

インドネシアでの技術移転は、今まで技術の利用や工程管理を促進できなかったという認識から、政府は、2016年にその解決策を見出したのだ。条項 20 と 132 に基づいて政府の義務とインドネシアの技術移転実現に対する意欲は、かなり強く、革新的に表現されている。

(ジェット口仮約)「第 20 条

- (1) 特許権者は、インドネシア共和国内において特許を受けた物を製造し又は方法を使用する義務を負う。
- (2) (1) 項における物の製造又は方法の使用は、技術移転、投資の吸収及び／又は雇用の場の提供を支援しなければならない。」

「第 132 条

- (1)・・・裁判所決定に基づく特許の取消は、以下の場合になされる。

(a) …

…

(e) 特許権者が第20条の規定に違反している場合」

(2017年12月18日、ジャカルタポスト)

### ～インドネシアは初の空港連絡列車により渋滞と取り組む～

スプロール化しているインドネシアの首都ジャカルタにおいて火曜日に、移動に数時間を要する頭痛を引き起こしている渋滞と取り組むため、国際空港とジャカルタ市中心部を結ぶ初の接続列車が開業した。新システムはジャカルタ郊外にあるスカルノ・ハッタ国際空港から市街中心部までを55分で結び、従来の車での移動時間を半分以上短縮する。ジョコ・ウィドド大統領は、新システムの落成式を行い、政府は38kmの路線の民間交通から公共交通への転換を行うことで、旅行者の利便を図ることを望んでいる、と述べた。ジャカルタはまた、2019年開業予定の、初の地下鉄およびライトレールシステムを建設中である。

(S&I注：空港と市街との)直結には3兆6千億インドネシア・ルピア(2億6,600万ドル)を要し、1日合計42往復の運行が予定され、夜明けから深夜直前まで運行されて、1日あたり約11,000人の乗客の利用が見込まれている。運行開始後2ヶ月間の運賃は7万ルピア(5ドル)で、その後基本運賃の10万ルピアに増額されるが、これはタクシーの約半額である。今週の落成式は、ジャカルタで開催される2018年アジア大会の約8ヶ月前に行われた。

(2018年1月4日、バンコクポスト)

### ～ミャンマー新会社法は経済改善を目的とする～

最近の調査がミャンマーにおける投資家の自信が急激に減少していることを強調していても、ミャンマー政府は依然として、長く待たれてきた新会社法の最近の立法により与えられた正しいレールの上にいることを信じているようである。投資企業管理局(Directorate of Investment and Company Administration : DICA)のAung Naing Oo局長兼ミャンマー投資委員会(Myanmar Investment

Commission)事務局長は、新法はミャンマーに対する楽観を取り戻す革新的なものである、と述べた。Aung Naing Oo氏は、新法はより多くの外国投資家のミャンマー企業への参加が、明らかにミャンマーへの投資家の興味を引き寄せるとともに、ミャンマー企業の関心事をも保護するものである、と述べ、来年、特に、来年8月1日の新法施行後は、外国投資のより大きな流入を予測している、と述べた。Aung Naing Oo氏は、現在、法律の迅速な施行に向けて努力中であり、必要な規則制定と米国企業の技術支援を受けてのオンライン登録プロセスに関して作業中で、どちらも2018年7月末までに終わらせることを目標としており、全ての会社登録手続をオンライン化することも検討している、と述べた。Aung Naing Oo氏によると、新法は外国人のような海外企業家がミャンマー企業の株式を35%まで保有することを許諾することで、提携を奨励するものである。従来は、1%であっても海外投資家によって所有された企業は外国企業に分類されていた。Aung Naing Oo氏は、他の大きな変更は、会社登録手続の簡便化、オフィス手続の簡素化、資本マネジメントおよび少数株主保護の柔軟化で、全て国際基準に則ったものである、と述べた。新法は全ての国民に自身保有の私企業の設立を許諾するとともに、3名のみでの株式会社設立を許諾している。旧法は、少なくとも2名が私企業設立に必要で、株式会社設立には7名が必要であった。Aung Naing Oo氏は、これは中小企業発展促進のためであり、ファミリービジネスやスタートアップがたやすく企業化可能となる、と述べ、ミャンマー企業が簡単に、資本の増額や技術移転の促進により、海外のカウンターパートと提携することができるようになる、と述べた。新法の完全施行により、英国統治下で策定された会社法と規則が置き換えられる。Aung Naing Oo氏は、新法は包括的で以前は禁止されていた、外国投資家がヤンゴン証券市場で株式を売買することを許諾するものである、と述べた。Aung Naing Oo氏は、もし、ミャンマー企業における海外投資家の持分が35%ウィを超えた場合には、その企業は法的地位を外国企業に変更するため、DICAに通知する必要がある。法改正作業にはアジア開発銀行(Asia Development Bank : ADB)の支援を受けてお

り、法案は昨年 7 月に議会に送付され、テイン・チョウ大統領により今月初めに承認された。

(2017 年 12 月 18 日、タイネーション)

#### ～メコン川流域諸国の外務大臣は協力のための 5 カ年行動計画に合意する～

メコン川をまたぐミャンマー、ラオス、タイ、カンボジア、ベトナム及び中国の 6 カ国の外務大臣は、昨日、中国雲南省の大理市で行われたメコンランチャン協力 (Lancang-Mekong Cooperation : LMC) の会議の際、協力の 5 カ年行動計画に合意した。LMC は、昨年中国の三亜市で行われた第 1 回会合以来、既に 45 の計画を発表しており、その計画の多くは、中国からの多大な投資により、大きな成果を上げた。カンボジアの Prak Sokhon 大臣によれば、計画のリスト及びその他の共同作業グループによる報告書は、1 月 10 日にプノンペンで行われる会議の際に、最終的な採用の是非が検討される。LMC は、2015 年に発足したメコン川流域諸国の協力学ームである。LMC には 5 つの主要優先事項として、接続性、生産能力、国境経済協力、水資源、農業及び貧困削減がある。中国の王毅外務大臣によれば、LMC は、各国の発展戦略、中国の一带一路 (One Belt One Road : OBOR) 構想及び ASEAN の関連する開発プログラムとともに LMC の活動を助けて支援することに合意した。これら協力及びプロジェクトを実現するため、個々の加盟国は担当部局を設置した。王毅外務大臣は、将来的には、LMC 事務局設立の可能性に言及した。

(2017 年 12 月 16 日、タイネーション)

#### ～中国 ASEAN 自由貿易協定は 400 品目超の関税を引き下げる～

中国 ASEAN 自由貿易協定 (ASEAN China Free Trade Agreement: ACFTA) のもとで、ASEAN と中国は、2018 年 1 月 1 日より、約 400 品目にかかる関税を 0-5% まで引き下げる。ACFTA は、貿易額を 2020 年を目途に 2 倍の 1 兆ド

ル(32兆7,000億バーツ)にする支えとなることが期待されている。アセアンと中国のFTA交渉は、2000年代初めに開始され、2004年に合意された。Chutima Bunyapraphasara 商務副大臣は、これまでに、物品全体の90%にあたる8,600品目の関税がすでに0-5%まで引き下げられた、と述べ、来年の関税引き下げ対象物品には、小麦、フルーツジュース、タイヤ、ポリエステル、玩具、冷蔵設備及び電気機器が含まれる、と述べた。また、Chutima 副大臣は、2019年はアセアン・香港間のFTAの施行開始期限であることに言及し、この2つのFTAにより、特に、中国の“一帯一路”構想及びタイの東部経済回廊(Eastern Economic Corridor : EEC)といったスキームを通じての、関係国の中小企業間の投資及びビジネス活動が活性化するであろうと述べた。

(2017年12月26日、バンコクポスト)